

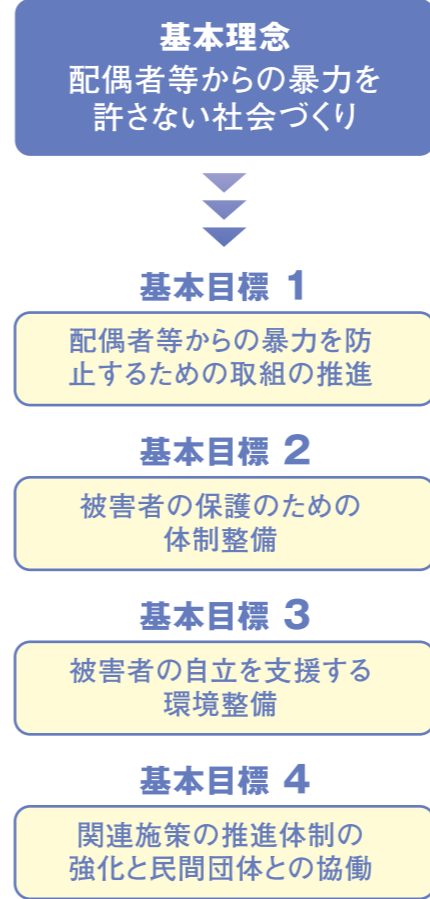
ドメスティック・バイオレンス (DV) とは?

ドメスティックバイオレンス (DV) とは、夫や恋人・パートナーなど、親密な関係にある相手からふるわれる暴力のことをいいます。殴る、蹴るなど身体に直接危害を加える身体的暴力の他に、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを利用した暴力等があります。

【身体的暴力】 <ul style="list-style-type: none"> ●平手で打つ、げんこつで殴る。 ●身体を傷つける可能性のある物で殴る。 ●噛む、髪を引っ張る、足で蹴る。 ●首を絞める。引きずりまわす。 ●物を投げつける。 ●刃物などの凶器を身体に突きつける。 	【精神的暴力】 <ul style="list-style-type: none"> ●大声で怒鳴る。 ●「誰のおかげで食べられるんだ」など見下して言う。 ●殴るそぶりや物を投げるふりをして脅かす。 ●何を言っても無視する。 ●人の前でバカにしたり、命令口調でものを言ったりする。 	【経済的暴力】 <ul style="list-style-type: none"> ●妻の労働を嫌がる。 ●家事に支障のないパートしかせない。 ●生活費を入れない。 ●お金の使途をチェックする。 ●大きな買い物の決定権を渡さない。
【性的暴力】 <ul style="list-style-type: none"> ●見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる。 ●嫌がっているのに性行為を強要する。 ●中絶を強要する。 ●避妊に協力しない。 	【社会的暴力】 <ul style="list-style-type: none"> ●両親や親戚、友人との付き合いを制限し、社会的に孤立させる。 ●手紙や電話を監視する。 ●仕事を辞めさせる。 	【子どもを利用した暴力】 <ul style="list-style-type: none"> ●子どもに暴力を見せる。 ●子どもに自分の言いたいことを伝えさせる。 ●子どもを危険な目にあわせる。 ●女性から子どもを取り上げる。 ●子どもに危害を加えると言ったり脅す。

DVを防ぐための基礎知識

配偶者等からの暴力は、家庭や個人の問題として潜在化しやすい傾向があります。そのため、地域社会が「配偶者等からの暴力は重大な人権問題である」という認識を深める事が重要です。そこで、配偶者等からの暴力、ドメスティックバイオレンス (DV) について考えてみましょう。



基本計画は、「配偶者等からの暴力を許さない社会づくり」を基本理念として、四つの目標を掲げ、今後の取り組みを示しています。この基本計画を基に、県内の推進体制を充実・強化し、関係機関と協力して、配偶者等からの暴力防止や被害者支援に向けて取り組んでいきます。

基本計画の理念と目標

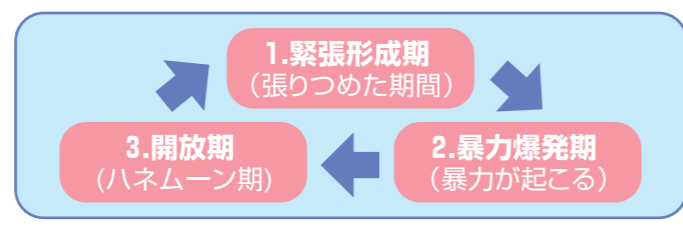


夫(妻)や恋人からの暴力は決して許されるものではありません!

配偶者等からの暴力は、その種類を問わず重大な人権侵害です。被害者は多くの場合女性であり、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。誰もが個人として尊重され、いきいきと生活できる「ともに支え合う社会」を築くため、配偶者等からの暴力は根絶すべき課題です。県では、その解決を目指す。平成十八年三月に「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

DVのサイクル ~暴力は繰り返される~

DVには一定のサイクルがある場合がほとんどです。主に緊張形成期、暴力爆発期、開放期の3つのサイクルがあります。このサイクルがあるため、被害者は「この人は、本当は優しい人なんだ」と思いこみ、加害者から離れられないことがあります。



確認してみよう!

- | | |
|---|---|
| (1) 自分編 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 彼の機嫌を損ねることを恐れ、いつも受け身である。 <input type="checkbox"/> 自分さえ我慢すればと思ってしまう。 <input type="checkbox"/> 彼といると「疲れ」を感じてしまう。 <input type="checkbox"/> 何を言っても「否定」され、自分の意見が言えない。 <input type="checkbox"/> 彼との生活に絶望感を感じ、無気力である。 <input type="checkbox"/> 彼といると落ち着かない。 <input type="checkbox"/> 彼を恐怖に思うことがある。 | (2) パートナー編 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 独占欲が強く、嫉妬心が強い。 <input type="checkbox"/> あなたを友人や家族から孤立させようとする。 <input type="checkbox"/> あなたが他の男を誘惑し、浮気をしていると疑って責める。 <input type="checkbox"/> あなたが何かをするたびに自分の許可を取らせたり、行動をいちいち報告させたりする。 <input type="checkbox"/> あなたを批判し、自信を失わせる。 <input type="checkbox"/> いつでも自分の意見が正しいと押しつけようとする。 <input type="checkbox"/> 暴力を飲酒のせいにする。 <input type="checkbox"/> 女性を「もの」や所有物のように考えている。 |
|---|---|

■その他相談窓口

窓口	電話
県男女共同参画センター ている相談室	098-866-4010
なは女性センター ダイヤルうない	098-861-7515
那覇地方法務局女性の 人権ホットライン	098-853-1102
県警本部 警察安全相談	098-863-9110 または#9110
性犯罪被害者専用相談	098-868-0110
強姦救助センター 沖縄REICO (レイコ)	098-890-6110
沖縄被害者支援 ゆいセンター	098-866-7830

※各警察署等でも、DV被害者の意思を踏まえ、加害者の検挙、指導・警告、自衛・対応策について適切な措置をとります。

■配偶者暴力相談支援センター一覧

窓口	電話	相談時間
女性相談所	098-854-1172	8:30~18:00 (月~金) 8:30~17:00 (土・日・祝) 電話相談のみ
北部 福祉保健所	0980-52-0051	8:30~17:00 (月~金)
宮古 福祉保健所	0980-72-3132	8:30~17:00 (月~金)
八重山 福祉保健所	0980-82-2330	8:30~17:00 (月~金)

平成十八年四月から配偶者暴力相談支援センターが北部福祉保健所、宮古福祉保健所、八重山福祉保健所に増設されました。

センターでは、相談、カウンセリング、各種情報提供などに対応しています。また、女性相談所では被害者及びその家族の一時保護も行っています。

配偶者暴力相談支援センターが増えました

